

## 春日井市社会福祉協議会事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、地域社会福祉の増進を図るため、予算の範囲内で、春日井市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、協議会が行う次の事業とする。

- (1) 地域福祉サービスセンター事業  
特別心配事相談所事業
- (2) ボランティア事業
- (3) 全国民生委員協議会関係事業
- (4) 社会福祉協議会事務局運営に係る人件費（委託事業に係る人件費を除く。）

### (補助額)

第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費の額以内とする。

### (補助金の交付方法)

第4条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、協議会の請求に基づいて交付するものとする。

### (実績報告)

第5条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に事業実績書を添えて、補助金の交付決定のあった年度の末日までにしなければならない。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。